

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第五十八号

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例

佐賀県営住宅条例（平成九年佐賀県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

（整備基準）

第三条の二 法第五条第一項及び第二項の規定により条例で定める県公営住宅及び共同施設の整備基準は、公営住宅等整備基準（平成十年建設省令第八号）で定める基準とする。この場合において、木材を使用するときは、県産木材を使用するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条の二）</p> <p>第二章～第五章 略</p> <p>附則</p> <p>（整備基準）</p> <p>第三条の二 法第五条第一項及び第二項の規定により条例で定める県公営住宅及び共同施設の整備基準は、公営住宅等整備基準（平成十年建設省令第八号）で定める基準とする。この場合において、木材を使用するときは、県産木材を使用するよう努めるものとする。</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章～第五章 略</p> <p>附則</p> |